

柏市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(平成20年柏市規則第4号)新旧対照表

改正前	改正後
	<p>(研修)</p> <p><u>第8条 条例第9条第4項の規則で定める研修は、</u>  <u>浄化槽の維持管理に関する知識及び技能の向上を図るための研修であつて、次に掲げる事項を含むものとする。</u></p> <p>(1) <u>浄化槽行政の動向</u>  (2) <u>浄化槽の構造及び機能</u>  (3) <u>浄化槽の保守点検及び清掃</u>  (4) <u>県内の浄化槽に関する普及の状況及び施策の展開の状況</u>  (5) <u>浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第7条第1項及び法第11条第1項に規定する水質に関する検査</u>  (6) <u>その他浄化槽の保守点検に必要な事項</u></p> <p>2 前項の研修は、次に掲げる者が実施するものとする。</p> <p>(1) <u>国、都道府県又は市町村</u>  (2) <u>法第57条第1項に規定する指定検査機関</u>  (3) <u>浄化槽に関する普及啓発又は適正な維持管理の推進に関する事業を行う法人であつて営利を目的としないもの</u>  (4) <u>その他市長が認める法人</u></p> <p>(標識)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>(帳簿の備付け)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>(帳簿の備付け)</p> <p><u>第10条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条第3項の規定による浄化槽の保守点検の委託をした浄化槽管理者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</u></p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、条例第11条に規定する帳簿を年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)ごとに作成し、当該年度の終了後3年間保存しなければならない。</p>
	<p>(研修)</p> <p><u>第8条 条例第9条第4項の規則で定める研修は、</u>  <u>浄化槽の維持管理に関する知識及び技能の向上を図るための研修であつて、次に掲げる事項を含むものとする。</u></p> <p>(1) <u>浄化槽行政の動向</u>  (2) <u>浄化槽の構造及び機能</u>  (3) <u>浄化槽の保守点検及び清掃</u>  (4) <u>県内の浄化槽に関する普及の状況及び施策の展開の状況</u>  (5) <u>浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第7条第1項及び法第11条第1項に規定する水質に関する検査</u>  (6) <u>その他浄化槽の保守点検に必要な事項</u></p> <p>2 前項の研修は、次に掲げる者が実施するものとする。</p> <p>(1) <u>国、都道府県又は市町村</u>  (2) <u>法第57条第1項に規定する指定検査機関</u>  (3) <u>浄化槽に関する普及啓発又は適正な維持管理の推進に関する事業を行う法人であつて営利を目的としないもの</u>  (4) <u>その他市長が認める法人</u></p> <p>(標識)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>(帳簿の備付け)</p> <p><u>第10条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>法第10条第3項の規定による浄化槽の保守点検の委託をした浄化槽管理者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</u></p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>(5) <u>条例第9条第4項の規則で定める研修を受講した浄化槽管理士の氏名並びにその研修の名称及び年月日</u></p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、前項各号に掲げる事項を記載した条例第11条に規定する帳簿を年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)ごとに作成し、当該年度の終了後3年間(同項第5号に掲げる事項を記載した帳簿にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>3 浄化槽保守点検業者が、条例第11条に規定する帳簿の記録について、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による作成を行う場合は、浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>

又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

4 浄化槽保守点検業者が、条例第11条に規定する帳簿の記録について、電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準じる画像読み取り装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

5 浄化槽保守点検業者が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

(身分を示す証明書)

第10条 略

(補則)

第11条 略

第11条 略

(補則)

第12条 略